

岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業 仕様書

1.	事業名	1
2.	事業の目的	1
3.	実施期間	1
4.	事業区域	1
5.	役割分担、責任分担	1
	(1) 岡山市	2
	(2) 事業者	2
	(3) その他	2
6.	事業規模	2
	(1) サイクルポート（貸出・返却場所）の配置	2
	(2) 自転車の台数	3
7.	収入、利用料金、自主事業	3
	(1) 収入	3
	(2) 利用料金	3
	(3) 利用料金の収受方法	4
	(4) 自主事業	4
	(5) デPOSIT料金	4
	(6) 収支	4
8.	利用方法・システム	5
	(1) 登録等	5
	(2) 貸出及び返却	5
	(3) 多言語対応	5
9.	施設・器材等の仕様	5
	(1) デザイン	5
	(2) 自転車	6
	(3) サイクルポート、ラック等	6
	(4) 自転車、ラック等の維持管理	7
	(5) その他	7
10.	運営方法・体制	7
	(1) 運営体制	7
	(2) 運営時間	7
	(3) サービスの休止及び告知	8

(4)	自転車の再配置等	8
(5)	サイクルポートの新設及び廃止	8
(6)	違法駐輪対策等	9
(7)	保険の加入	9
(8)	利用者への周知及び広報、利用促進の取組	9
(9)	利用データ等の収集、分析及び提供	10
(10)	交通事業者や地域等との連携	10
(11)	利用者アンケート調査	10
(12)	G P S等を活用した利用実態調査	10
(13)	自転車の通行ルール・マナーの遵守	10
(14)	自転車活用による本市事業への協力	11
(15)	事業計画及び事業報告	11
11.	既存コミュニティサイクル設備の撤去	12
(1)	撤去	12
(2)	実施時期	12
12.	その他重要事項	13
(1)	情報の取扱注意項目	13
(2)	情報公開の原則	13
(3)	再委託等	13
(4)	運用マニュアルの作成	13
(5)	財産の帰属	13
(6)	知的財産等	13
(7)	関係法令の遵守	14
(8)	その他	14

1. 事業名

岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業

2. 事業の目的

岡山市では、令和 4 年 3 月に策定した「岡山市自転車活用推進計画」に基づき、誰もが自転車を“安全”で“快適”に“楽しく”使うことができる「自転車先進都市」を目指して様々な施策に取り組んでいる。

平成 25 年 7 月からは、観光、ビジネス周遊、日常的な移動等多様なシーンで、手軽に利用可能な交通手段を提供することで、公共交通利用の促進、街の賑わい創出、まちのイメージアップを図ることを目的とした、『岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」事業』を実施しているところである。

しかしながら、「ももちゃり」導入から 10 年以上が経過し、機器等の老朽化対応が急務であることに加え、岡山市におけるシェアサイクルの更なる利用の促進、利便性の向上を図るとともに、岡山市におけるシェアサイクル事業を持続可能なものとするのが求められている。そこで、岡山市コミュニティサイクル事業実施条例に基づく『岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業』として、新たにスマートロック等の IoT 技術を活用したシェアサイクルの導入から管理運営まで、一括して事業を実施するもの。

3. 実施期間

実施期間は協定締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。運営は令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月 31 日までを予定しているが、運営開始日は本市と協議の上、決定するものとする。

なお、本市と事業者が協議を行い、双方合意の上、実施期間を最大 5 年間（令和 18 年 3 月 31 日まで）延長することができるものとする。

4. 事業区域

本市の指定する候補地 35 箇所（以下、「指定候補地」という。別添「指定候補地一覧」参照。）を含んだ中心市街地を基本とし、市域全体を対象とする。

5. 役割分担、責任分担

本市と事業者は、事業区域におけるシェアサイクル事業の展開に際して、双方対等な立場でそれぞれ次に掲げる役割について、各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

また、資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等、事業の運営に係るリスクは、原則事業者の責任と負担をもって対応するものとする。ただし、本市に帰責事由があるものについてはこの限りでない。

(1) 岡山市

- ア 実施主体
- イ 岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業全体の総括
- ウ 公有地におけるサイクルポート用地の調整等（使用承認・占用手続きを含む）
- エ 関係者（交通事業者、町内会・自治会等）との調整
- オ 市民への周知・広報（岡山市ホームページ、市広報紙等）
- カ 既存コミュニティサイクル設備の撤去

(2) 事業者

- ア 運営主体
- イ 施設・器材（自転車、ラック等）の整備、維持管理と事業終了時の原状回復
- ウ 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・整理・再配置、利用者からの問い合わせ、苦情対応、保険対応等）
- エ 民有地におけるサイクルポートの確保
- オ サイクルポート及びその周辺の違法駐輪対策等
- カ 利用者への周知及び広報、利用促進、利便性向上に向けた取組
- キ 利用データ等の収集、整理及び分析と本市への提供
- ク 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査の実施及び結果の提供
- ケ GPS 等を活用した利用実態調査の実施及び結果の提供
- コ 必要に応じて関係者（交通事業者、町内会・自治会等）との調整
- サ 自転車の通行ルール・マナーの交通安全啓発実施
- シ 自転車活用による本市事業への協力
- ス 事業計画書の作成、事業結果報告

(3) その他

上記以外は協議の上、決定する。

6. 事業規模

(1) サイクルポート（貸出・返却場所）の配置

- ア 本事業を実施するにあたり、本市管理地については、施設管理部署と協議の上、サイクルポート用地として使用可能と判断した場合には、本事業者に優先的に使用を認めることとする。
- イ 運営期間開始時は、上記の事業区域内で、指定候補地を含む 50 箇所程度に事業者がサイクルポートを設置するものとする。指定候補地は、設置を確約する

ものではなく、施設管理者や所管部署と詳細な調整が必要となる場合がある。調整の結果、設置できない箇所がある場合は、事業者が近隣に代替地を確保の上、サイクルポートを設置するよう努めること。

- ウ 運営期間における指定候補地の土地使用料は、原則として無償とする。ただし、施設管理者との協議により、土地使用料が必要となった場合には、事業者が負担するものとする。指定候補地以外についても、土地使用料が必要な場合は、事業者が負担するものとする。
- エ 指定候補地について、施設管理者と詳細な調整を進める中で、安全施設等の新設を求められた場合は、事業者の負担で対応するものとする。
- オ 利便性と収益性の向上のため、事業者の責任をもって、積極的に指定候補地以外の民有地等にサイクルポートを設置することとし、その設置及び撤去時には、本市へ月例報告書等で報告すること。
- カ 実施期間中、本市に対し、指定候補地以外の本市管理地を使用したサイクルポートの設置の提案を行うこともできるものとする。

(2) 自転車の台数

- ア サイクルポート及びラック数と整合性のとれた適正な台数の自転車を導入すること。ただし、運営期間開始時は 500 台以上の自転車（うち、車両の 5 割以上は電動アシスト付き自転車）を導入することとし、電動アシスト機能がない自転車を導入する場合は、電動アシスト付き自転車より安価な料金設定とすること。
- イ 利用実態に応じて、適宜、自転車の台数を追加すること。

7. 収入、利用料金、自主事業

(1) 収入

利用料金及び自主事業等の収入はすべて事業者の収入とする。

(2) 利用料金

- ア 利用料金は、公共交通機関を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を提案し、本市と協議の上、決定することとする。
- イ 利便性と採算性が両立する料金設定とすること。料金設定については、既存のももちやりの料金体系を踏まえ、過度な利用者の負担増とならない料金設定を検討すること。
- ウ 時間単位、日単位、月単位、学生、法人会員等、多様な料金プランを検討すること。
- エ 市民利用の促進のため、月単位等の定額利用プランを設けるなど、継続的な利用で割安となるような制度を導入すること。ただし、月単位等の定額利用プ

ンを設定する場合の定額料金の対象は短時間利用に限定するなど車両を長時間、占有させないような料金体系とすること。

- オ 提案時の利用料金を実施期間中に変更する場合は、社会情勢の変化や利便増進効果等の合理的な根拠を示した上で、本市と協議を行い、両者が合意の上、実施すること。実施にあたっては、利用者への十分な周知を行った上で実施すること。

(3) 利用料金の収受方法

クレジットカードによる決済のほか、クレジットカードを所持しない人のための決済方法（現金、キャリア決済、二次元コード決済等）を用意すること。

(4) 自主事業

- ア 本事業の目的を効果的に達成するため、本事業の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。なお、実施に当たって、必要な費用は事業者が負担するものとし、事前に本市と協議の上、実施するものとする。実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- イ 特に、広告事業を行う際には、岡山市屋外広告物条例（平成 7 年市条例第 51 号）、岡山市屋外広告物規則（平成 8 年市規則第 31 号）、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準に基づき、個別に協議を行うこととする。
- ウ サイクルポートに広告を設置しようとする場合は、設置する広告の詳細な条件等については、個別に協議が必要になることに留意すること。ただし、ももちゃりの利用方法、機器等の操作方法等に関してはこの限りではない。
- エ 自転車の車体に広告を掲載する場合は、岡山市屋外広告物条例及び岡山市屋外広告物規則の対象外だが、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準に準じた内容とすること。
- オ その他、自主事業の実施に必要な資格及び許可等があれば、その保有状況や保有計画を事前に本市に提出すること。

(5) デポジット料金

デポジット料金を徴収する場合は、利用者から解約の申し入れがあった際には、返金の対応をすること。また、実施期間の終了等の際にも同様とする。

(6) 収支

利用料金、自主事業収入及び本市からの事業負担金をもとに、独立した事業として採算が取れるよう運営すること。なお、採算が取れないことを理由とした事業負担金の増額は行わない。また、収入が支出を大幅に上回ることがあった場合、サービス還元につながる施策に取り組むこと。

8. 利用方法・システム

(1) 登録等

- ア 市内在住者、通勤（学）者、来街者、外国人、高齢者等、属性を問わず、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- イ 超過料金の徴収や盗難防止のため、連絡先の確認等、利用者特定のための必要な措置を講じること。
- ウ 事業者は利用者の登録情報や利用状況の確認ができるものとする。

(2) 貸出及び返却

- ア 利用者が、どのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- イ サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ウ サイクルポート以外で自転車を返却できないシステムとすること。
- エ サイクルポートにラック数又は指定台数以上の自転車が返却できないよう、原則、システムに台数制限機能を備えること。ただし、サイクルポートごとの台数制限の適用及びその台数の指定については、本市又は各サイクルポートの施設管理者と協議の上、決定すること。台数制限機能を設けない場合において、溢れ等が発生し、サイクルポート周辺の良い空間の維持が困難な場合には、サイクルポートへの人員の配置及び自転車の再配置の重点実施により、サイクルポートの溢れ対策を実施すること。
- オ 利用者が各サイクルポートと自らの位置情報及び自転車の配置状況をスマートフォン等で随時把握できるシステムとすること。
- カ 貸出はパスワード、IC カード、二次元コード等を用いて短時間で完了するものとし、返却も同様に短時間で行えるものとする。
- キ 利用方法は、利用者がわかりやすいものとなるよう工夫すること。なお、自転車及びサイクルポートには、利用方法や事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- ク 利用者が、返却後に利用の履歴（利用時間及び支払額等）を確認できるシステムとすること。

(3) 多言語対応

- 多様な利用者に配慮し、日本語、英語を含む 2 か国語以上の言語に対応したシステムとすること。

9. 施設・器材等の仕様

(1) デザイン

- 自転車、ラック、案内看板等は、岡山市の景観と調和したデザインとし、基本的に全て統一すること。なお、実際に設置する自転車、ラック、案内看板等の意匠は、

岡山市景観条例（平成 19 年市条例第 68 号）及び岡山市景観条例等施行規則（平成 20 年市規則第 51 号）を遵守するものとし、詳細は本市との協議による。

(2) 自転車

- ア 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付ける等、道路交通法等の関係法令において定められた基準に適合する自転車を使用すること。
- イ 幅広い世代で利用可能なものとするため、原則としてカゴ付きでタイヤサイズ 20 インチ以下の小径車とし、操作性、安全性及び耐久性が高いものとする。ただし、追加車両導入時において、本市と協議の上、その他の車種を導入することは可能とする。
- ウ フレーム等車体の色（基調カラー）については、視認性の高い色合いとし、本市と協議の上、決定すること。
- エ 自転車又はドレスガードに、ステッカー等により「ももちゃり」である旨を掲出すること。
- オ 電動アシスト付き自転車については、長距離運転にも耐えうる十分な容量のバッテリーを装着すること。
- カ GPS を搭載し、GPS 単独又はビーコン併用により、自転車の位置情報及び貸出・返却の状況を把握し、利用制御が可能な仕組みとすること。
- キ 自転車の防犯登録を行い、盗難対策を講じること。

(3) サイクルポート、ラック等

- ア サイクルポートは設置及び撤去が容易であること。
- イ 道路や駅前広場のサイクルポートには、必ずラックを設置すること。
- ウ 道路や駅前広場以外についても、基本的にラックを設置することとするが、サイクルポートによっては、本市又は施設管理者と協議の上、ラックを設置しないことも可能とする。ラックを設置しない場合は、区画線などにより、駐車区画を明示するとともに、自転車の整列、転倒について必要な対策を講じるものとする。
- エ 強風、大雨等で転倒・破損するおそれがないよう、ラックは、安全性・耐久性が高いものとし、破損した場合は、速やかに修繕を行うこと。
- オ サイクルポートの名称や利用方法を明示した案内看板等を設置すること。また、日本語と英語を必須として多様性に配慮した表記とすること。
- カ 利用者や通行人の安全確保のための対策を講じること。
- キ 夜間の視認性を確保し、必要に応じ照明等を設置すること。
- ク サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保し、電気使用に要する費用は事業者が負担するものとする。

ケ 本事業が終了時に、本事業のために設置したラック、自転車及びその他設備を撤去し、原状回復を行うものとする。ただし、撤去及び原状回復の必要がないと本市又は施設管理者が認める場合は、この限りでない。

コ 岡山駅東口駅前広場は後樂園に見立てた統一的なデザインの駅前広場整備を進めていることから、指定候補地①のラックの色や看板のフォント等は事前に本市と協議により決定すること。

(4) 自転車、ラック等の維持管理

ア 利用者の安全確保及び利便性向上のため、技術力を持った整備士が定期的に整備を行い、破損等があれば随時修繕を行い、老朽化した場合は、自転車、ラック等の更新を行うこと。その際の費用は、事業者が負担する。

イ 電動アシスト付き自転車のバッテリーについては、遠隔で使用状況を管理できるようにし、充電及び交換を適切に実施すること。

ウ タイヤの空気圧の確認を定期的に行い、空気の補充を適切に行うこと。

エ タイヤの空気の補充やバッテリー交換等の日々の維持管理について、岡山市内に本店又は営業所等を有する事業者を優先的かつ積極的に活用すること。

(5) その他

導入する自転車は、原則新車とすること。ただし不具合により交換する場合は、他業務で使用していた自転車を再利用することもできるものとする。運営期間中、自転車、ラック等の仕様を変更する場合は、事前に本市の承認を得ること。

10. 運営方法・体制

(1) 運営体制

ア 事業の運営にあたっては、統括責任者を選任し、事業者の責任において事故・トラブル対応を適切かつ迅速に行える体制を構築すること。

イ 利用者からの問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、事故等緊急時の対応のため常時連絡および対応が可能な体制を構築すること。なお、重大な事故・トラブルは本市に報告し、対応を協議すること。

ウ 事業の運営を円滑に行うため、自転車の再配置作業や緊急対応時等の拠点となる事務所等を岡山市内に設置し、適切な人員を配置すること。

エ 本市担当者との窓口を一元化し、本市に緊急連絡体制を報告すること。

(2) 運営時間

貸出・返却は原則 24 時間（年中無休）行うことができるものとする。ただし、サイクルポート用地の施設管理者等との協議により、貸出・返却時間に制限を設ける必要があると本市が判断した場合は、この限りでない。

(3) サービスの休止及び告知

- ア 気象警報発令時など自転車の安全な利用に支障を来すと判断する場合は、利用者や周囲への安全性を考慮し、一時的なサービス休止や自転車の撤去等を行うこと。また、本市が関与するイベント、その他公共工事や地域団体のイベント等により一時的にサイクルポートの利用を停止する必要がある場合は、事業者の負担をもって利用停止措置や暫定的な撤去など適切に対応すること。
- イ サービス休止の際は、遠隔操作等で即時に休止（利用登録や貸出ができない状態）するとともに、事前に利用者に周知すること。
- ウ サイクルポートを設置する敷地へのアクセスに課題がある場合や施設利用上の注意事項がある場合は、スマートフォンのアプリケーション上での利用案内や注意喚起等を適切に表示すること。

(4) 自転車の再配置等

- ア サイクルポートには1台以上自転車が配置され、かつサイクルポートの収容可能台数以上に自転車が置かれないよう努め、サイクルポートごとの自転車の台数に偏りが発生した場合には、配置台数を適正にするため自転車を随時再配置すること。また、本市が指示した場合、速やかに自転車の再配置等の対応を行うこと。
- イ 自転車の再配置は道路環境に応じた大きさの車両を使用し、交通法規を遵守するとともに、安全かつ速やかに行えるよう適切な人員を配置するとともに、本市が人員配置の是正を指示した場合、速やかに対応すること。
- ウ 公有地におけるサイクルポートでは、自転車の再配置用車両の停車位置等を示した実施計画書を事前に作成し、本市の承認を得た上で自転車の再配置を行うこと。
- エ 自転車の再配置等の作業に伴う施設の破損等が生じた場合は施設管理者の指示に従い、事業者が責任をもって修繕すること。
- オ 特に岡山駅東口など利用が多く自転車の偏在が顕著であるサイクルポートについては、自転車の再配置や整理要員の配置などにより、偏在を解消し、利用者の利用機会の逸失を防ぐとともに、サイクルポート周辺の良い空間の維持に努めること。また、本市が是正を指示した場合、直ちに自転車の再配置等の対応を行うとともに実施体制を構築すること。

(5) サイクルポートの新設及び廃止

- ア 事業者は、利用者利便を向上させるため、サイクルポートの新設やエリア拡大を積極的に進めること。
- イ 事業開始後、本市が公有地に新たなサイクルポートの設置を指示した場合は、事業者は速やかにサイクルポートの設置を検討すること。また、必要に応じ、事業者が、公有地におけるサイクルポート新設の提案を行うことも可能とする。

なお、サイクルポート新設に係る費用（サイクルポート新設に伴う、安全施設等の設置を含む）は、原則として、事業者が負担するものとする。

ウ 事業者は民有地にサイクルポートの新設を行う場合、サイクルポートの新設に係る費用負担（用地使用料を含む）及び施設管理者等との協議等はすべて事業者の責任を持って行うものとする。

エ 運営開始後に、サイクルポートの利用状況の悪化や用途変更、その他施設管理者等からの要望、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを廃止する必要が生じた場合には本市と協議の上、対応すること。なお、その撤去等に要する費用はすべて事業者の負担とする。

(6) 違法駐輪対策等

ア サイクルポートに、本事業と関係のない自転車が停められないよう対策をとるとともに、停められていた場合には早急に適切な対応を行うこと。また、美しい景観を保つため、サイクルポート及びその周辺の自転車の整序及び定期的な美化清掃を行うこと。

イ 利用者に対し、本事業で使用する自転車を放置しないよう周知徹底するとともに、サイクルポート以外で自転車が放置された場合には、事業者が速やかに回収すること。また、岡山市自転車等放置防止条例（昭和 63 年市条例第 14 号）第 10 条の規定により、事業に使用する自転車が移動・保管された場合の返還手数料は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任をもって対応すること。

(7) 保険の加入

利用者のけがや損害賠償事故（対人・対物）に十分対応する保険に加入すること。また管理上の事故または業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。（TS マーク付帯保険のみは不可とする。）

(8) 利用者への周知及び広報、利用促進の取組

ア 事業者は、利便性向上のためチラシ、サイクルポート案内地図、専用ホームページ等を準備するなど、サービスの普及及び利用促進に向けた積極的な広報周知活動を実施すること。

イ 本市、地域団体、市内企業等と連携してイベント等を実施し、地域活性化に資するとともに、本事業の利用者が増加する仕組みづくりに取り組んでいくこと。

ウ 運営開始前にマスメディアやSNS等を活用した積極的な広報周知活動を実施するとともに、運営開始時には、現地で利用者へ登録及び利用の補助を行うなど利用者が迷うことなく利用できるような取組を行うこと。

エ 「ももちゃり」のリニューアルにあたり、「ももちゃり」の新たなロゴを検討し提案すること。

オ 運営開始時には出発式などを実施し、「ももちやり」のリニューアルを広く周知することにより、利用促進につなげること。

(9) 利用データ等の収集、分析及び提供

利用状況（登録者数、利用者数）、再配置状況、移動・経路・滞在頻度等のデータ、収支状況及びその他本市と協議の上、決定した事業運営に係るデータを収集、整理し、事業者において厳重に保管すること。なお、本市の求めに応じてデータを無償で提供することとし、本市が他の目的で使用するができるものとする。

データ等を分析し、交通施策や誘客及び観光振興等に係る事業提案を本市に対して行うこと。

(10) 交通事業者や地域等との連携

ア 交通ネットワークの利便性を高めるため、他の交通事業者と連携すること。

イ 他の公共交通との連携に資する場所に優先的にサイクルポート整備を行うこと。

ウ 地域住民等からシェアサイクルのアプリケーションの登録方法・使用方法等に関する講習会、試乗会、交通安全研修会等の開催要望があった場合には、本市と協議の上、積極的に対応すること。

エ 事業の運営にあたっては、岡山市内に本店又は営業所等を有する事業者を優先的かつ積極的に活用すること。

(11) 利用者アンケート調査

事業者は、定期的（年 1 回以上）に利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、終了後 30 日以内に調査結果を整理し、本市に報告すること。また、その結果をもとに、本市に対し本事業の見直し等に係る提案をすることも可とする。なお、調査内容及び実施日等については、本市と協議の上、決定する。

(12) GPS等を活用した利用実態調査

事業者は、別途本市と協議した期間において、利用者の属性情報、利用情報、位置情報等を精密に収集し、それぞれの情報を複合的に集計し、移動経路、滞留箇所、移動速度を図示したマップを作成するなど分析を行うこと。また、傾向、課題、改善策等をまとめた報告書を速やかに本市に提出すること。

(13) 自転車の通行ルール・マナーの遵守

ア 利用者に対して、自転車の通行ルール・マナーの遵守を徹底させる方策をとること。また、「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例（令和 2 年市条例第 52 号）」に規定する事項の遵守及び自転車の通行ルール・マナー等の啓発を行うこと。

イ 自転車乗車時のヘルメット着用推進に向けた効果的な取組を行うこと。

(14) 自転車活用による本市事業への協力

- ア 大地震等の災害の発生により、岡山市内の交通インフラが麻痺した場合において、本市が要請した場合には、本事業で使用する自転車を災害対応業務等で職員が無償で使えるよう、本市に協力するものとする。
- イ 民間団体等が主催するものも含め岡山市内において開催されるイベント会場周辺への臨時サイクルポートの設置や自転車の貸出等について、本市が必要と認める場合には、積極的に協力すること。

(15) 事業計画及び事業報告

- ア 事業者は、本事業の実施計画及び実施結果に係る報告書を下表のとおり本市に提出すること。なお、報告内容に関する質問には、資料提供も含め誠実に対応すること。
- イ 成果の提供に当たっては、関係法令等を遵守の上行い、個人を特定する情報まで提供する必要はない。

報告書	提出時期	内容
事業実施計画書	運営開始時まで	・ 事業概要 ・ 実施体制 ・ 緊急連絡体制 ・ 収支計画 ・ 年度ごとの実施事項 ・ その他、本市が指定する事項
月例報告書	翌月 20 日まで	・ 利用状況（登録者数、アクティブユーザ数、サイクルポート別利用回数、利用時間、回転率、自転車台数、サイクルポート・ラックの設置数） ・ サイクルポート新設に関する検討・協議状況 ・ サイクルポートの設置位置データ ・ 自転車の再配置状況（再配置回数、巡回ルート等） ・ 事業収支状況 ・ 利用者の事故状況、苦情、サイクルポート設置要望等の問い合わせ状況 ・ その他、本市が指定する事項

年度報告書	各年度終了から 30 日以内	・ 月例報告内容の取りまとめ・集計 ・ 事業課題及び課題への対応策 ・ 次年度の計画 ・ 収支報告 ・ 利用状況等の公表用データ ・ その他、本市が指定する事項
業務完了報告書	業務終了から 30 日以内	・ 事業期間におけるすべての報告内容の取りまとめ ・ その他、本市が指定する事項
アンケート調査結果報告書	調査終了から 30 日以内	・ アンケート調査結果
G P S 等を活用した利用実態調査	本市と事業者で協議の上、決定	・ 調査結果報告書

11. 既存コミュニティサイクル設備の撤去

(1) 撤去

既存コミュニティサイクル設備の撤去は、本市が実施する。

(2) 実施時期

ア 既存設備のうち、精算機、ラック等の設備の撤去は、コミュニティサイクル「ももちやり」事業の運営終了後から本事業の運営開始までの間に実施するものとする。コミュニティサイクル事業の運営終了時期については、令和 8 年 2 月ごろを想定しているが、詳細は、本市とコミュニティサイクル運営事業者との協議により決定するものとする。

イ 既存設備のうち、配管を含めた引き込み線等の撤去については、本事業開始後に、順次実施するものとし、その際にはサイクルポートの休止又は仮設ポートによる運用が必要となることから、事業者と協議の上、実施する。なお、本事業の運営にあたり、既存のサイクルポートにおいて、既設の電気の引き込み線等の使用を希望する場合は、本市は、配管等を含めた設備の撤去を行わず、事業者が無償譲渡するものとし、以降の維持管理や事業終了後の撤去、処分は事業者が行い、その費用についても事業者が負担するものとする。また、電気等の使用に際して、電力量計等の設置も含めた電力供給元との必要な手続きについても事業者が行うものとする。

12. その他重要事項

(1) 情報の取扱注意項目

- ア 本事業の実施に当たっては、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。
- イ 本事業の実施に当たっては、守秘義務の遵守を徹底すること。
- ウ 本事業に関して保有する個人情報の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従い、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止に努め、また、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 情報公開の原則

本事業に関する情報の公開は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の趣旨を踏まえ、可能な限り公開に努めること。ただし、公表する情報等に個人情報又は事業者の営業秘密・技術情報が含まれる際には、当該部分を除いた部分につき公表対象とする。

(3) 再委託等

事業者は本事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業の協力事業者としてあらかじめ本市の承認を得た場合は、本事業の一部を第三者に委託し、請け負わせることができるが、すべて事業者の責任において行うものとする。

(4) 運用マニュアルの作成

事業者は、「岡山市シェアサイクル「ももちやり」運営マニュアル」（以下「運営マニュアル」という。）を、運営期間の開始までに作成し、本市及び事業者がそれぞれ 1 冊ずつ保有するものとする。また、運営マニュアルのデータを本市に提供すること。

なお、運営マニュアルの内容に変更が生じる場合は、速やかに該当箇所の差し替えを行うこと。

(5) 財産の帰属

本事業において、事業者の負担で構築したシステム、自転車・器材等の財産は事業主に帰属するものとする。

(6) 知的財産等

本事業で採用した「ももちやり」の新たなロゴなど本事業の成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、事業者は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。

また、事業者は、本市並びに本市から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

事業者は、当該著作物が第三者の知的財産権を侵害していないことを本市に保証する。

(7) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令等の規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施すること。

(8) その他

仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と事業者で協議の上、決定するものとする。